

宿泊施設の営業を行うには、消防法だけでなく、旅館業法や建築基準法にも適合させる必要があります。

旅館業法

→旅館業法の基準に適合するか確認
担当 各行政区の保健センター衛生課

建築基準法

→建築基準法の基準に適合するか確認
担当 都市計画局 建築審査課

消防法

→消防法の基準に適合するか確認 担当 各消防署 予防課

宿泊施設を営業するに当たって必要となる消防用設備等の例

- ・消火器 ・自動火災報知設備 ・誘導灯 ・防災物品（じゅうたん、カーテン等）
- ・携行用電灯 ・避難経路図

消防署で必要な手続き

1 事前相談

2 各種届出

3 工事

4 消防検査

【消防署に提出する書類】

- ・消防法令適合通知書交付申請書
- ・防火対象物使用（変更）届出書
- ・工事整備対象設備等着工届出書
- ・必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書
- ・消防用設備等の設置届出書（工事後4日以内に提出）

- ※ 消防法に適合していれば、消防法令適合通知書を交付します。
- ※ 旅館業の許可後、営業が開始されれば、消防用設備等の点検を行う等適正に防火管理を実施してください。営業開始後も必要に応じ消防署員が立入検査を行うことがあります。

京都市消防局ホームページ

宿泊施設の開設を計画されている関係者の皆様へ

検索

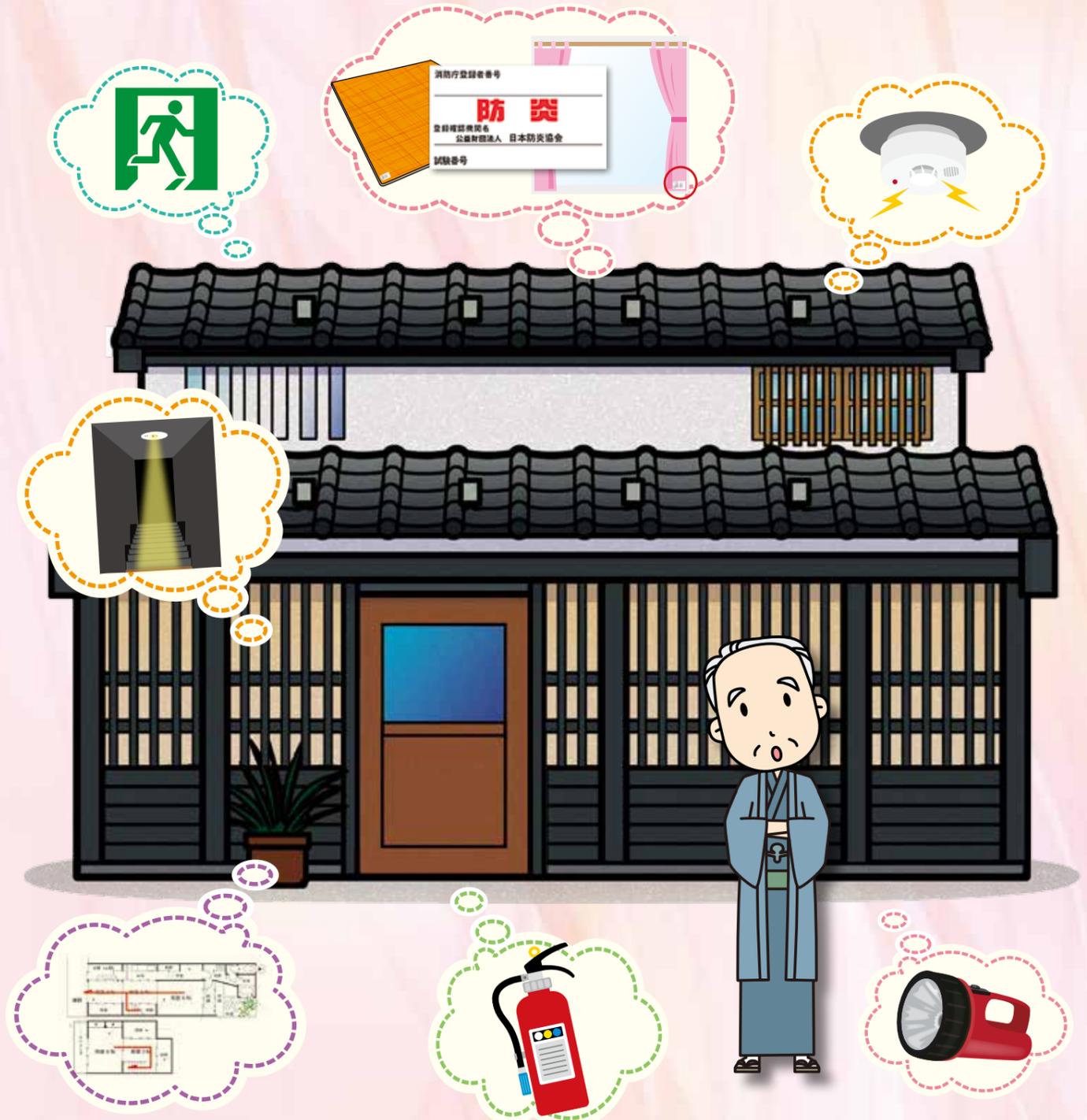


各消防署連絡先

北消防署	491-4148	東山消防署	541-0191	右京消防署	871-0119
上京消防署	431-1371	山科消防署	592-9755	西京消防署	392-6071
左京消防署	723-0119	下京消防署	361-4411	伏見消防署	641-5355
中京消防署	841-6333	南消防署	681-0711		

各消防署予防課の受付時間は、土・日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分です。（正午から午後1時までを除く。）
午後は、査察等のため担当者が不在となることが多いので、事前に確認してください。

全ての宿泊施設に自動火災報知設備の設置が必要に!

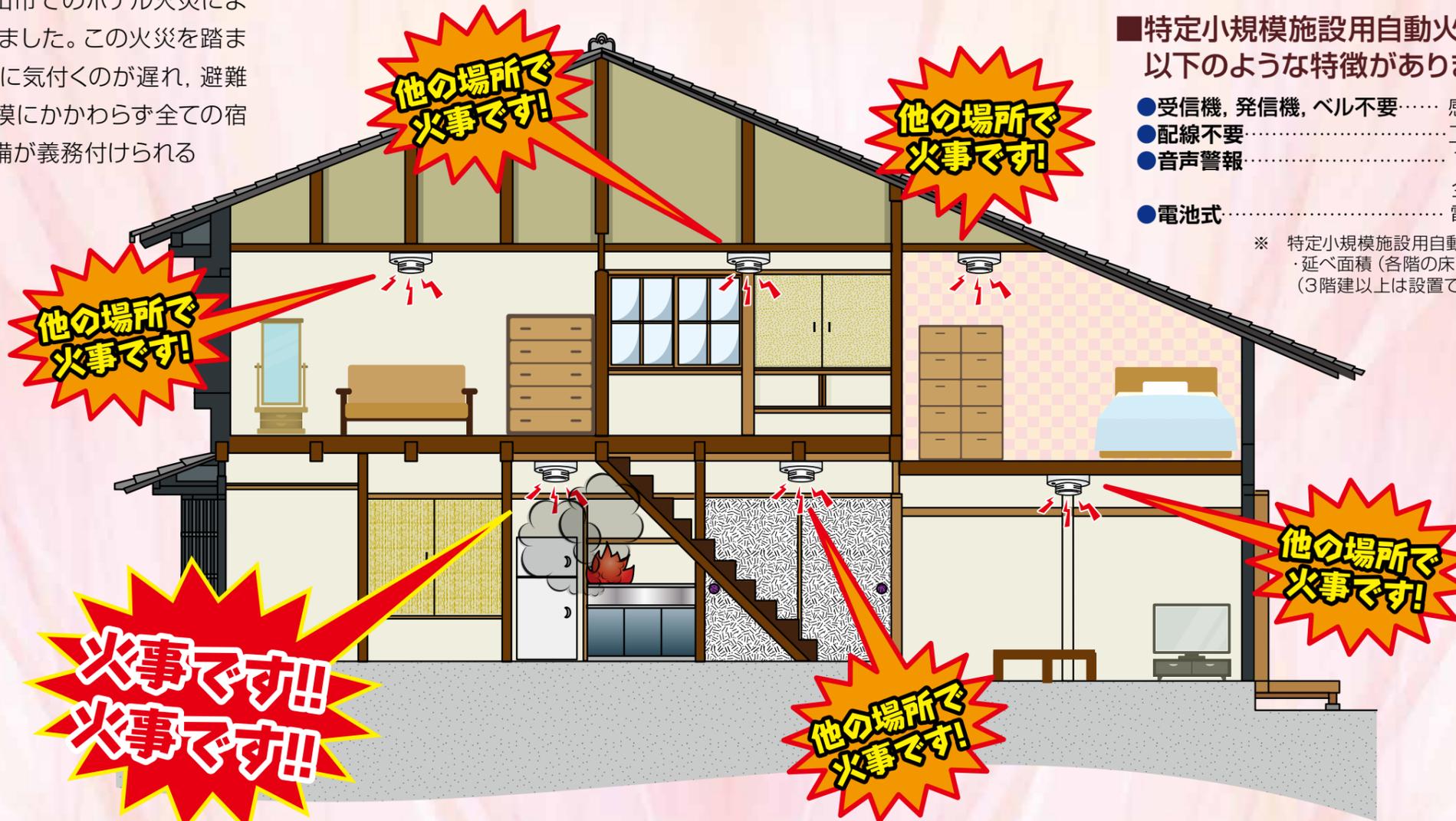


消防法令が改正され、平成27年4月1日以降は、
全ての宿泊施設に自動火災報知設備の設置が必要となりました。

全ての宿泊施設に、「自動火災報知設備」の設置が必要となりました。

1 消防法令改正の経緯

平成24年5月、広島県福山市でのホテル火災により、多数の死傷者が発生しました。この火災を踏まえ、就寝中は宿泊者が火災に気付くのが遅れ、避難が困難になることから、規模にかかわらず全ての宿泊施設に、自動火災報知設備が義務付けられることとなりました。



3 小規模な宿泊施設には、特定小規模施設用自動火災報知設備が設置できます。

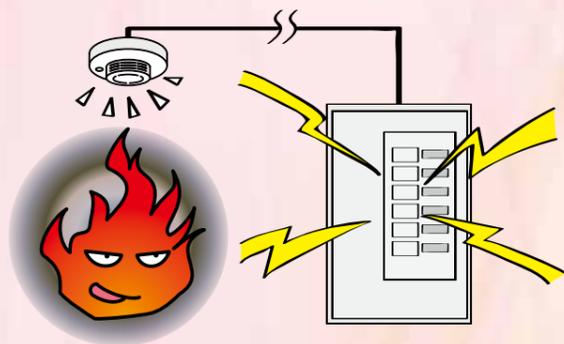
(通常の自動火災報知設備より容易に設置ができます。)

■特定小規模施設用自動火災報知設備には、以下のような特徴があります。

- 受信機, 発信機, ベル不要…… 感知器のみの設置でよい。
- 配線不要…… 工事費用, 日数が少なくて済みます。
- 音声警報…… 1つの感知器が感知すると, 全ての感知器が連動して鳴動します。
- 電池式…… 電池寿命は, おおよそ6年です。

※ 特定小規模施設用自動火災報知設備が設置できる宿泊施設
 ・延べ面積 (各階の床面積の合計) 300㎡未満の宿泊施設
 (3階建以上は設置できない場合があります。)

2 自動火災報知設備とは…



■感知器の信号を受信機で受けて警報音を鳴らします。

自動火災報知設備は、部屋等に設けて火災を感知する「感知器」とその感知器からの信号を受信して、警報を発する「受信機・ベル」等により構成されているもので、消防法令に基づき、一定の用途、規模の建物に設置が義務付けられています。

4 設置の期限

既に営業している宿泊施設は平成30年3月31日までに設置してください。

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
新たに営業する 宿泊施設		★4月1日施行		
既に営業している 宿泊施設				★平成30年 3月31日
		この期間内に設置してください。		